



高萩市公告第15号

一般競争入札（電子入札）を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年6月23日

高萩市長 大部 勝 規



1 入札対象工事

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 工事番号 | 7工第8号  |
| (2) 工事名  | 市道104号線道路改良工事(その6)   |
| (3) 工事場所 | 高萩市大字中戸川 地内  |
| (4) 工事概要 | 工事延長 L=400.0m  |
| ・路線1     | 道路改良工（道路土工、法面工、排水構造物工、構造物撤去工）N=1.0式<br>舗装工（表層（車道・路肩部、再生密粒度 As20））<br>A=420.0m <sup>2</sup> |
| ・路線2     | 道路改良工（道路土工、法面工、構造物撤去工）<br>N=1.0式<br>舗装工（表層（車道・路肩部、再生密粒度 As20））<br>A=420.0m <sup>2</sup>    |
| ・路線4     | 道路改良工（道路土工、法面工、構造物撤去工）<br>N=1.0式<br>舗装工（表層（車道・路肩部、再生密粒度 As20））<br>A=400.0m <sup>2</sup>    |
| ・路線5     | 道路改良工（道路土工、法面工、構造物撤去工）<br>N=1.0式<br>舗装工（表層（車道・路肩部、再生密粒度 As20））<br>A=400.0m <sup>2</sup>    |
| ・路線6     | 道路改良工（道路土工、法面工、構造物撤去工）<br>N=1.0式<br>舗装工（表層（車道・路肩部、再生密粒度 As20））<br>A=410.0m <sup>2</sup>    |

- ・ 路線 7      道路改良工（道路土工、法面工、構造物撤去工）  
N=1.0 式  
舗装工（表層（車道・路肩部、再生密粒度 As20））  
A=420.0m<sup>2</sup>
- ・ 路線 8      道路改良工（道路土工、法面工、構造物撤去工）  
N=1.0 式  
舗装工（表層（車道・路肩部、再生密粒度 As20））  
A=400.0m<sup>2</sup>
- ・ 交差点      道路改良工（道路土工、法面工、排水構造物工、構造物撤去工） N=1.0 式  
舗装工（表層（車道・路肩部、再生密粒度 As20））  
A=230.0m<sup>2</sup>

（5）工 期      契約日の翌日から 2 3 0 日間

## 2 入札参加資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- （1）高萩市建設工事等入札参加資格審査事項（平成 8 年高萩市告示第 1 2 号）に基づき、一般競争入札参加資格の有資格者（単体）であること。
- （2）土木一式工事について、高萩市建設工事等入札参加資格者名簿（令和 7・8 年度）に登載されていること。
- （3）高萩市内に建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号。以下「業法」という。）に基づく主たる営業所（本店）又は営業所（支店等）を有し、土木一式工事の格付けが A 等級であること。もしくは茨城県土木部高萩工事事務所管内に業法に基づく主たる営業所（本店）を有し、土木一式工事に関する総合評定値が 9 0 0 点以上であること。
- （4）地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定に基づく高萩市の入札参加資格の制限を受けていない者であること。
- （5）土木一式工事について、特定建設業の許可を受けていること。
- （6）土木一式工事に必要な監理技術者の資格を有する者を対象工事に専任で配置できること。
- （7）会社更生法（平成 1 4 年法律 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成 1 1 年法律 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（以下「再生会社」という。）でないこと。
- （8）対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面

において関連がある者でないこと。

- (9) 土木一式工事について、契約締結日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査を受けている者であること。
- (10) 入札を執行する日において、高萩市建設工事等請負業者指名停止等措置要領の規定による指名停止の措置を受けていないものであること。

### 3 入札参加申請書等の提出及び資格の確認等

高萩市一般競争入札実施要綱（平成20年高萩市告示第26号）、高萩市電子入札実施要綱（令和3年高萩市告示第73号）及び高萩市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）に基づき、参加資格の申請については下記のとおりとする。

#### (1) 入札方法

電子入札システム（以下「システム」という。）による。

#### (2) 申請書等の受付期間

令和7年6月30日（月）から令和7年7月4日（金）の午前9時から午後5時までシステムにより行うこと。（高萩市の休日を定める条例（平成元年高萩市条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

ただし、ICカード再取得の申請又はシステム導入準備中等のやむを得ない事情により、紙による入札（以下「紙入札」という。）を行う場合には、紙入札方式参加承諾願（運用基準様式第3号）を提出し、市長が承諾した場合は、競争参加資格申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出し、競争参加資格確認書（様式第4号）の交付を受けなければならない。

なお、郵送による申請書等の受付日時・場所は以下（ア）のとおりとする。

#### (ア) 申請書等の受付期間・場所

##### ・提出期間

令和7年6月30日（月）から令和7年7月4日（金）まで午後5時郵便必着とする。（休日を除く。）

##### ・提出場所

高萩市役所 企画総務部 総務課

#### (イ) 申請書、申請書添付書類の作成説明会 実施しない。

#### (ウ) 申請書、申請書添付書類のヒアリング 実施しない。

#### (エ) 競争参加資格の確認は、申請書の提出期限日現在で行い、その結果

は、競争参加資格確認通知書により、原則として5日以内（休日を除く。）に回答する。

- (2) 競争参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求められることができる。ただし、説明を求める場合には(1)(エ)の通知に記載された日の翌日から令和7年7月15日(火)まで(休日を除く。)に企画総務部総務課長あての書面により行わなければならない。
- (3) 受付日時までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加できない。

#### 4 図面及び仕様書の閲覧等

図面及び仕様書は、入札情報サービスによりインターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること。

URL : <http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html>

なお、図面及び仕様書の閲覧及び貸し出しは行わない。

#### 5 質問書の提出

図面及び仕様書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除きシステムにより以下の受付期間内に行うこと。なお、電送、ファクシミリによるものは受付しない。ただし、紙入札の場合は、書面により提出すること。

##### (1) 質問受付期間

令和7年6月24日(火)から令和7年7月15日(火)まで午後5時郵便必着とする。

##### (2) 書面の提出先

高萩市役所 産業建設部 都市建設課 施設整備G

##### (3) 質問回答

令和7年7月17日(木)から令和7年7月29日(火)までに随時システムにおいて回答する。

ただし、書面による質問がある場合の回答は、高萩市ホームページに掲載する。(回答書の送付はしないので、必ずシステム又は高萩市ホームページで閲覧を行うこと。)

#### 6 現場説明会

実施しない。

#### 7 入札方法等

- (1) 入札書は、令和7年7月8日(火)から令和7年7月29日(火)午

後5時までにシステムにより提出すること。ただし、紙入札の場合は、郵送（一般書留、簡易書留、配達証明に限る。）により提出することとし、令和7年7月29日（火）午後5時郵便必着とし、期限までに到着しない場合は、無効とする。なお、紙入札の場合は、入札書に「くじ番号（任意の3桁の数字）」を記載すること。

- (2) 郵送により提出する場合は、競争参加資格確認通知書の写しを提出すること。
- (3) システムの障害又は故障等やむを得ない事情がある場合には、市長の指示によるものとする。
- (4) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令を遵守すること。
- (5) 入札に当たっては、競争を制限する目的で入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (6) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがある。
- (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 提出した入札書は引き換え又は変更は認めない。
- (9) 再入札は2回まで行うことができる（初度入札とも3回までとする。）。ただし、2回目以降の入札については、企画総務部総務課が入札参加者宛てに電話連絡する。入札参加者は指定された時刻までにシステムにより提出すること。ただし、紙入札の場合は、ファクシミリにより、再度入札書を提出する。ファクシミリ送信後は、必ず企画総務部総務課へ電話連絡すること。指定時刻を過ぎて到達した入札書は、無効とする。なお、原本は速やかに郵送（一般書留又は簡易書留。二重封筒は不要）すること。
- (10) 低入札価格調査基準価格が設定されている。
- (11) 落札者は、予定価格以下で最低の価格の申込者とする。ただし、最

低価格を提示した者が、高萩市低入札価格調査制度実施要綱第2条に定める調査基準価格に該当する価格の場合は、調査を実施し、決定する。

(1 2) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、システムにより落札者を決定する。

(1 3) 入札方法に関しては、郵便入札又は持参入札とする場合がある。郵便入札又は持参入札とする場合は、一般競争入札参加資格確認通知にて入札方法等を通知する。

## 8 入札執行の日時

令和7年7月30日(水)午前9時00分から(電子入札)

## 9 予定価格 事後公表とする。

## 1 0 入札保証金 免除する。

### 1 1 工事費内訳書の提出

(1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。工事費内訳書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

(2) 工事内訳書の提出期間は、入札書の提出期間と同じとし、システムにより電子ファイル(TIF形式)で提出すること。ただし、紙入札の場合は、郵送(一般書留、簡易書留、配達証明に限る。)により提出すること。工事内訳書を郵送で提出する場合は、令和7年7月29日(火)午後5時郵便必着とし、期限までに到着しない場合は無効とする。

(3) 提出された工事費内訳書は、返却しない。また、引き換え、変更又は取消しは認めない。

(4) 工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。

(5) 工事費内訳書の提出は、初度入札のみとする。

### 1 2 契約保証金

納付する。ただし、金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

### 1 3 請負契約書作成

別冊建設工事請負契約書により、契約書を作成するものとする。

### 1 4 支払条件

(1) 前払金については、財務規則及び高萩市建設工事執行規則(昭和34

年高萩市規則第4号)に基づき請求できる。

・請負代金の10分の4以内の額。

(2) 中間前払い金については、財務規則及び高萩市公共工事に係る中間前払金の要件認定に関する要綱に基づき請求できる。

・請負代金の10分の2以内の額。

(3) 残金支払

・竣工検査完了後

#### 1.5 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

(ア) 入札について、不正の行為があった場合。

(イ) 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合又は記名押印のない場合。

(ウ) 指定の提出期日までに到着しない場合。

(エ) 入札書を2通以上提出した場合。

(2) この公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの公告において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 競争参加資格確認通知書により競争参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は無効とする。

(4) 入札時点において2に掲げる競争参加資格のない者のした入札は無効とする。

#### 1.6 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

・無

#### 1.7 その他

(1) 落札者は、落札決定後配置予定技術者の専任義務に違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

病休、死亡、退職等極めて特別な場合の外は技術者の交代は認められない。なお、やむを得ず技術者を変更する場合は、2(6)の基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

(2) 提出された資料は、返還しない。ただし、公表したり、無断で他の目的に使用したりすることはしない。

(3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。

(4) 入札をした者は、入札後、この公告及び設計図書等についての不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

(5) 不明の点については下記に照会すること。

(ア) 公告内容

高萩市役所 企画総務部 総務課 管財G

TEL 0293-23-2119

(イ) 工事内容

高萩市役所 産業建設部 都市建設課 施設整備G

TEL 0293-23-7032